

通達甲（交．総．管）第8号
平成13年6月28日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

警視庁交通機動隊等運営規程の運用について

記

第 1 改正の趣旨

方面区単位に交通機動隊を設置し、方面本部及び警察署との緊密な連携の下、交通機動隊及び高速道路交通警察隊（以下「交通機動隊等」という。）の総合的かつ効率的な運用を図り、交通の指導取締り、交通渋滞の解消活動、交通公害の抑止活動等を的確に推進していくため、全部が改正されたものである。

第 2 改正の要点

- 1 交通公害の抑止活動及び重大な交通事故事件の初動捜査について、任務として明規された。
- 2 削除

第 3 運用上の留意事項

1 第3条関係（任務）

第1号の「重大な交通事故事件の初動捜査」とは、死亡事故、重傷事故及び重大なひき逃げ事故事件並びに警視庁交通事故取扱規程（昭和37年7月18日訓令甲第17号）第3条第7号に規定する「重大事故」の発生に伴う初動捜査をいう。